平成２５年（フ）第２８号
神奈川県横須賀市小矢部２丁目13番８―203号
債務者　栗城めぐみ
1　決定年月日時　平成25年３月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月23日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２５年（フ）第２９号
神奈川県逗子市桜山１丁目５番36号
債務者　石崎　智子
1　決定年月日時　平成25年３月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月23日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２５年（フ）第３２号
神奈川県横須賀市平作６丁目10番１号
債務者　土橋　洋子
1　決定年月日時　平成25年３月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月23日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２５年（フ）第２７号
和歌山県岩出市水栖８番地の13
債務者　浜崎こと　濵﨑　久子
1　決定年月日時　平成25年３月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月13日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第１１号
札幌市西区西野５条２丁目５番11号
債務者　宇佐美将史
1　決定年月日時　平成25年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第４７号
札幌市豊平区中の島１条４丁目３番10号　メルハーブ中の島201号
債務者　刈谷　　誠
1　決定年月日時　平成25年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１１５号
札幌市厚別区もみじ台西２丁目２番12―208号
債務者　黒田　道明
1　決定年月日時　平成25年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２８５号
札幌市厚別区もみじ台西４丁目２番23―402号
債務者　小俣　健司
1　決定年月日時　平成25年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第３２１号
札幌市北区篠路３条８丁目２番11号　グローリー201号
債務者　新山　　誠
1　決定年月日時　平成25年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第３２７号
札幌市厚別区厚別中央３条４丁目13番26号　ふぇりす10　203号
債務者　菊地　正枝
1　決定年月日時　平成25年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第３号
北海道紋別郡滝上町字滝ノ上原野１線北４番地
債務者　山内　朝美
1　決定年月日時　平成25年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月９日まで
旭川地方裁判所紋別支部

平成２５年（フ）第４号
北海道紋別市落石町３丁目42番地の13
債務者　田口　仁身
1　決定年月日時　平成25年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月９日まで
旭川地方裁判所紋別支部

平成２５年（フ）第２８号
群馬県藤岡市上戸塚120番地１　水井アパート
債務者　相原　芳友
1　決定年月日時　平成25年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月９日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２５年（フ）第１９号
神奈川県座間市立野台２丁目20番３号　２階
債務者　三宅由希子
1　決定年月日時　平成25年３月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月９日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２５年（フ）第３７号
相模原市中央区淵野辺４丁目32番２号　アスコットアームズ淵野辺102
債務者　村上　里美（旧姓吉田）
1　決定年月日時　平成25年３月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月９日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２５年（フ）第４１号
相模原市緑区下九沢2352番地２　ラックハイツ102
債務者　田﨑　照三
1　決定年月日時　平成25年３月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月９日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２５年（フ）第４２号
相模原市中央区南橋本２丁目３番６号　アドミラーブル202
債務者　細川　浩二
1　決定年月日時　平成25年３月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月９日まで
横浜地方裁判所相模原支部